

令和 7 年 4 月 11 日

関係各位

沖縄県こども未来部こども家庭課

食中毒発生に関するお詫びとお知らせ

この度、沖縄県立石嶺児童園の給食が原因で食中毒が発生し、所轄保健所である那覇市保健所より令和 7 年 4 月 11 日付けで給食業務停止処分を受けましたことを、下記のとおりお知らせいたします。

入所児童並びにご家族、関係者の皆様に苦痛とご心配、ご迷惑をおかけしましたことにつきまして、心よりお詫び申し上げるとともに、今回の事態を重く受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

記

1 食中毒の内容について

令和 7 年 3 月 23 日（日）の夜間から 3 月 24 日（月）の未明にかけて、入所児童 7 名が嘔吐、下痢、発熱等の症状を発症しました。検査の結果、最終的に児童 12 名、職員 5 名のノロウイルス感染が確認され、内 11 名の児童が那覇市保健所の調査により給食施設に起因する食中毒と特定されました。なお、今回の事態にあたり、3 月 31 日（月）から 4 月 10 日（木）まで給食業務を自主停止しております。

発症されたすべての児童、職員につきましては重症者はおらず、すでに症状は改善しております。

2 行政処分の内容について

那覇市保健所より令和 7 年 4 月 11 日付けで、4 日間の給食業務停止処分（令和 7 年 4 月 11 日から同年 4 月 14 日まで）を受けました。

3 再発防止について

日頃から衛生管理の徹底について努めているところですが、この度の事態を受け、設備や職員の衛生管理等について今一度見直しを行い、更なる衛生管理の強化、徹底に取り組んでまいります。